

三木市指定給水装置工事事業者新規申請のご案内

三木市上下水道部水道業務課

受付時間	午前8時30分～12時 ・ 午後12時45分～5時 (土曜日・日曜日・祝日 年末年始を除く。)
受付場所	三木市上下水道部 水道業務課 経営管理係 住所 〒673-0433 兵庫県三木市福井字鷹尾1950-1 電話 0794-82-2010
※ 新規申請の郵送、インターネット、ファックスによる受付は行っていません。	

1 申請書類 (水道法施行規則に定める様式)

申請に必要なもの		法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書 (第18条関係)	様式第1	○	○	裏面には事業所について記入
機械器具調書 (第18条関係)	別表	○	○	機械器具の写真を添付
誓約書 (第18条及び第34条関係)	様式第2	○	○	
給水装置工事主任技術者選任届出書 (第22条関係)	様式第3	○	○	
添付書類	登記事項証明書	○	—	直近のもの <u>コピー不可</u>
	定款の写し	○	—	直近のもの 余白部分に原本証明と代表者氏名・代表者印
	住民票	—	○	直近のもの <u>コピー不可</u>
	選任されることになる給水装置 工事主任技術者の免状の写し	○	○	

2 指定手数料 10,000円 (申請時に上下水道部水道業務課へ納付)

3 指定の基準

- (1) 事業所ごとに給水装置主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- エ 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

4 その他

指定を受けた工事事業者には、「指定給水装置工事事業者証」を交付します。

新規申請の際にご案内する日時に、指定給水装置工事事業者証の交付及び30分程度の説明会を実施しますので、選任した給水装置工事主任技術者の出席をお願いします。

5 問い合わせ等

三木市上下水道部水道業務課

〒376-0433

兵庫県三木市福井字鷹尾1950-1

指定の申請に関すること	水道業務課経営管理係	電話0794-82-2010 内線4111、4113
給水装置工事に関すること	水道業務課給水係	電話0794-82-2010 内線4131、4132